平成２９年（フ）第８０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲470番地
山下アパート１号
債務者　田栗　淳登
１　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第８１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲470番地
山下アパート１号
債務者　田栗智恵子
１　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第８号
長崎県対馬市豊玉町嵯峨624番地、前住所福岡県福岡市南区桧原７丁目７番16―202号
債務者　藤川　新一
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
熊本市北区植木町舞尾22番地２
債務者　髙木　直美
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田568番地
債務者　渡部　　幸
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５４号
宮崎市高岡町高浜2217番地　サン・コーポラス高岡２棟202号
債務者　甲斐　雄介
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５７号
宮崎市千草町７番９号　釘村アパート103号
債務者　弓削　正裕
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８号
宮崎県日南市南郷町中村乙2021番地
債務者　斎藤ちづる
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３２号
宮崎県日南市大字平野4266番地１エンゼルコーポＡ101号、前住所広島県福山市西深津町５丁目23番39号
債務者　上田　まり
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市国分清水３丁目２番12号　城山チクラハイツ　Ｂ―203号室
債務者　中野　美鈴
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
鹿児島県薩摩川内市宮内町５番16号　南栄ビル31号室
債務者　内村　久美
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
秋田市港北松野町４番17号　コーポフラワーユーＢ106号
債務者　石郷岡麗弥
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９号
秋田市旭南１丁目11番６－１号
債務者　石垣由美子
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２号
秋田市川元小川町３番25号　グリーンコーポ10号
債務者　天野　浩美
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台４丁目５番地２
債務者　染谷　真美
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
長野県松本市双葉10番Ｄ―13号　双葉町第２団地
債務者　片瀬　真理（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
長野地方裁判所松本支部